食品の営業許可申請等の手続きが、オンラインでもできるようになります

川崎市保健所

食品の営業許可等の申請・届出の手続きは、これまで窓口での受付のみでした。
このたび、厚生労働省が導入した「食品衛生申請等システム」が運用開始し、**オンラインでの申請が可能となりました。**

※申請に対する実地調査や手数料の納入などは、引き続き対面での対応が必要です。
※食品を取扱う営業は、食中毒等の発生防止に配慮する必要がありますので、必ず事前の相談をお願いします。また、営業許可については、手続後、実地調査で施設基準を適えていることが確認できなければ許可されません。

食品衛生申請等システム（厚生労働省）

食品等事業者向けページ…https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp
※ログインには、GビジネスID又は食品衛生申請等システムのIDの作成が必要です。
※個人情報の取扱いはシステムの利用規約やプライバシーポリシーの適用を受けます。

本市が運用するサイトではないため、操作方法等を含めたシステムへの質問は、システムのヘルプデスクにお願いします。
（ヘルプデスク）　受付時間：平日８時30分～18時

このシステムでは、次の手続きを行えます。

① 営業許可申請　② 営業届出
③ ①②について変更・廃業・地位承継の届出（システムで申請・届出した施設に限る。）
④ 食品等自主回収情報の事案登録・取下げ

これからの手続き方法（ご自身に合った方法をお選びください）

窓口での書面手続 … **施設の所在地を管轄する区役所衛生課**でのお手続き
※書面で申請・届出した施設についての変更や継続申請の手続きは、書面でしかできません。

or

オンライン手続 … **ご自身がお持ちのパソコン等**でのお手続き
※現在、システムに決済機能がありません。
許可申請の場合の手数料の納入は、窓口への来所が必要です。

オンライン手続きの流れ

食品衛生申請等システムで手続き … 操作方法等については、システムのヘルプデスクへお問い合わせください。
※データの添付が必要な書類は裏面を参照ください。

↓

手続内容の確認 … 区役所衛生課の職員が内容を確認し、御連絡します。内容の修正や添付書類の追加が必要な場合は、職員の指示に従って御対応ください。

↓

受理 … 手続内容によって、手数料の納付や実地調査の日程調整について御連絡します。

↓

実地調査等 … 区役所衛生課の職員が施設を訪問し、施設基準の適合状況等を確認（営業者の立ち会いが必要）します。（営業許可申請の場合）
※営業届出の場合も受理後、場合によっては実地調査を行います。

↓

営業許可書交付 … 区役所衛生課にて営業許可書を交付します。（営業許可申請の場合）
※営業許可申請については、実地調査後に営業許可がおりてから営業できます。

オンライン手続時の添付書類

申請・届出においては、以下の書類のデータを添付くださいますようお願いします。
※任意添付書類は、法令で義務付けられた書類ではありませんが、手続き内容確認のため、データ添付をお願いしています。

手続種別	添付書類
営業許可申請	（必須添付） ・施設の構造及び設備を示す図面 ・水質検査の結果※ （任意添付） ・食品衛生責任者の資格を証する書類
営業届出	（任意添付） ・施設の構造及び設備を示す図面 ・食品衛生責任者の資格を証する書類 ・水質検査の結果※
変更の届出（許可施設）	☆変更があった事項に関する書類のみ添付 （必須添付） ・施設の構造及び設備を示す図面 ・水質検査の結果※ （任意添付） ・食品衛生責任者の資格を証する書類
変更の届出（届出施設）	☆変更があった事項に関する書類のみ添付 （任意添付） ・施設の構造及び設備を示す図面 ・食品衛生責任者の資格を証する書類 ・水質検査の結果※
地位承継の届出（相続）	（必須添付） ・戸籍謄本 ・相続人全員の同意書（相続人が２人以上の場合）
地位承継の届出（合併）	（必須添付） ・合併後存続する法人 又は合併により設立された法人の登記事項証明書
地位承継の届出（分割）	（必須添付） ・分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

※水質検査の結果は、市水道水・専用水道・簡易専用水道・小規模受水槽水道以外の水を使用する場合のみ添付

HACCPに沿った衛生管理

令和３年６月１日以降、施設での衛生管理は、「HACCPに沿った衛生管理」を行うことが、完全義務化されたため、「衛生管理計画の作成」及び「記録の実施」を必ず行ってください。

川崎市保健所の食品衛生監視員が、実施状況を確認しますので、衛生管理計画と記録は、指示があった際にすぐ提示できるように、施設に備えておいてください。

HACCPについての市ホームページ

問い合わせ先

○許可・届出制度や事前相談について

（営業所の所在地を所管する区役所衛生課）受付時間：平日８時30分～12時、13時～17時

川崎区　044(201)3221	幸　区　044(556)6683	中原区　044(744)3273	高津区　044(861)3323
宮前区　044(856)3272	多摩区　044(935)3308	麻生区　044(965)5164	
健康福祉局保健医療政策部中央卸売市場食品衛生検査所（北部市場内施設）　044－975-2245 食品安全担当（一部の大規模施設など）　044－200-2452			

R5.4.12

各種申請手数料

食品営業許可手数料

※短期営業：1日以上5か月まで

業種	新規	継続	短期	業種	新規	継続	短期
飲食店営業	16,000	12,000	8,000	氷雪製造業	21,000	15,750	10,500
調理の機能を有する自動販売機	9,600	7,200	4,800	液卵製造業	14,000	10,500	7,000
食肉販売業	9,600	7,200	4,800	食用油脂製造業	21,000	15,750	10,500
魚介類販売業	9,600	7,200	4,800	みそ又はしょうゆ製造業	16,000	12,000	8,000
魚介類競り売り営業	21,000	15,750	10,500	酒類製造業	16,000	12,000	8,000
集乳業	9,600	7,200	4,800	豆腐製造業	14,000	10,500	7,000
乳処理業	21,000	15,750	10,500	納豆製造業	14,000	10,500	7,000
特別牛乳搾取処理業	21,000	15,750	10,500	麺類製造業	14,000	10,500	7,000
食肉処理業	21,000	15,750	10,500	そうざい製造業	21,000	15,750	10,500
食品の放射線照射業	21,000	15,750	10,500	複合型そうざい製造業	21,000	15,750	10,500
菓子製造業	14,000	10,500	7,000	冷凍食品製造業	21,000	15,750	10,500
アイスクリーム類製造業	14,000	10,500	7,000	複合型冷凍食品製造業	21,000	15,750	10,500
乳製品製造業	21,000	15,750	10,500	漬物製造業	14,000	10,500	7,000
清涼飲料水製造業	21,000	15,750	10,500	密封包装食品製造業	21,000	15,750	10,500
食肉製品製造業	21,000	15,750	10,500	食品の小分け業	14,000	10,500	7,000
水産製品製造業	16,000	12,000	8,000	添加物製造業	21,000	15,750	10,500

※令和3年5月 31 日までに営業許可を受けた方（改正前の食品衛生法の許可を受けた方）が、
有効期間満了に伴って申請する場合、書類上は新規として扱われますが、手数料は継続の値段が適用されます。

条例関係手数料

ふぐ認証店	8,200	ふぐ認証店書換・再交付	2,700

他法令の遵守について

営業許可は食品衛生法によるものですが、営業内容や施設の規模によって他法令を遵守する必要があります。

・建築基準法令について

内装や設備等を変更する場合においても建築基準法令に適合させる必要がありますので、建築士に御相談ください。用途の変更や増築等を行う前に、確認申請が必要となる場合があります。

⇒問合せ先　まちづくり局指導部建築審査課

（川崎・幸区　044(200)3016　中原・高津区　044(200)3020　宮前・多摩・麻生区　044(200)3045）

・消防法令について

川崎市火災予防条例に基づき、使用開始する７日前までに防火対象物の使用開始の届出が必要になります。また、火を使用する全ての飲食店の厨房に消火器の設置が必要となるほか、飲食店として使用することにより、建物全体の消防法令の用途が変更となり、新たな消防用設備等の設置が必要となる場合がありますので、事前に管轄する消防署へ御相談ください。

臨港署　044(299)0119	川崎署　044(223)0119	幸　署　044(511)0119	中原署　044(411)0119
高津署　044(811)0119	宮前署　044(852)0119	多摩署　044(933)0119	麻生署　044(951)0119

※川崎区は区域により臨港署と川崎署に管轄が分かれていますので、詳細はお電話にて御確認ください。

連絡先（施設の所在地を所管する区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）衛生課）

川崎区　044(201)3221	幸区　044(556)6683	中原区　044(744)3273	高津区　044(861)3323
宮前区　044(856)3272	多摩区　044(935)3308	麻生区　044(965)5164	

開庁時間：8:30～12:00、13:00～17:00（土日祝日を除く。）

参考様式

営　業　許　可　事　項	
許　可　番　号	川崎市指令　　第　　号
許可を受けた年　月　日	年　　月　　日
施設の所在地	
施設の名称、屋号又は商号	
営業の種類	
営業許可期間	年　　月　　日から
	年　　月　　日まで
許　可　条　件	